

第6回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会

日 時 令和8年7月13日（月）

午前10時から正午まで

会 場 松本クリーンセンター3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議 事

(1) 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

ア 検討項目⑦ ごみステーション等への排出の方法 （資料1）

イ 検討項目⑧ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項 （資料2）

- ⑧-1 収集方法の変更について
- ⑧-2 分別区分の変更について
- ⑧-3 収集頻度の変更について
- ⑧-4 袋のサイズ・材質の変更について

ウ 検討項目④ 手数料の使途の設定の有無 （資料3）

エ 検討項目⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲 （資料4）

(2) 次回の専門部会について

(3) その他

※ 検討を通して使用する資料【Ⅱ/Ⅲ/Ⅳは毎回使用するため、ご持参ください。】

Ⅰ 制度内容検討資料1（諮問項目に対する検討項目等）※更新したものを毎回配布

Ⅱ 制度内容検討資料2（自治体アンケート結果概要版）

Ⅲ 制度内容検討資料3（一般廃棄物処理有料化の手引き）

Ⅳ 制度内容検討資料4（令和8年度家庭ごみ・資源物の分け方・出し方）

4 閉 会

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の 制度設計について

(検討項目⑦ ごみステーション等への排出の方法)

1 検討内容の整理

(1) 第5回専門部会で集約された内容

検討事項	答申案の方向性（案）の集約事項	備考
①手数料を徴収するごみ種	可燃ごみ、破碎・埋立ごみ、粗大ごみ	「袋に入らない可燃ごみ＋破碎・埋立ごみ」は別途検討
②手数料の徴収方法	指定袋方式	
③－1 手数料の料金体系	排出量単純比例型（均一従量制）	
③－2 手数料の金額設定	可燃ごみ ：1 円～ 1.3 円 /L 破碎・埋立ごみ：1 円～ 1.3 円 /L	

(2) 第6回専門部会の検討項目及び考え方のポイント

検討項目	➤ 袋に入らない可燃ごみ、破碎・埋立ごみの【①手数料徴収の有無】 ➤ 袋に入らない可燃ごみ、破碎・埋立ごみ、粗大ごみの【②徴収方法、③－1 料金体系、③－2 金額設定】 ➤ 【⑦ごみステーション等への排出方法】
考え方のポイント	・ 市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。 ・ 手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ・ 松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ・ 市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）

2 松本市における袋に入らないサイズのごみ・粗大ごみの取扱事例

(1) 現状の排出方法

袋に入る

NO

袋に入らない &
可燃ごみ 長さ：原則50cm以下
破碎ごみ 長さ：原則80cm以下

NO

袋に入らない &
可燃ごみ 同上
破碎ごみ 長さ：80cm超120cm×90cm×200cm以下

YES

可燃
不燃

指定ごみ袋



YES

可燃
不燃

可燃：基本的に持込
(一部は袋を付けて排出)
破碎：袋を付けて排出

YES

可燃
不燃

- ・直接持込
- ・一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼

※粗大ごみはサイズの大小に関わらず指定品目を収集

粗大ごみ

 物干し竿 (金属製) 150円/本 物干し台 780円/台 (1組1,560円)	 スキー スノーボード用具一式 260円/式 (ブーツは可燃ごみ)	 830円/台 ステレオ (大型)	 机 (デスク)	 カーペット (4.5畳以上)	 ミシン (足踏み式)	 (スプリング入) ・マット・椅子・ソファー スプリング入りマット 1,040円/個 スプリング入り椅子 (2人用以上) 1,040円/個 スプリング入り椅子 (1人用) 520円/個 ベッド枠 1,040円/個
--	---	--	--	---	---	---

粗大ごみ

- ・戸別収集
- ・納付書による支払

⑦ごみステーション等への排出の方法(袋に入らないごみの①手数料徴収ごみ種、②徴収方法、③金額設定等を含む)

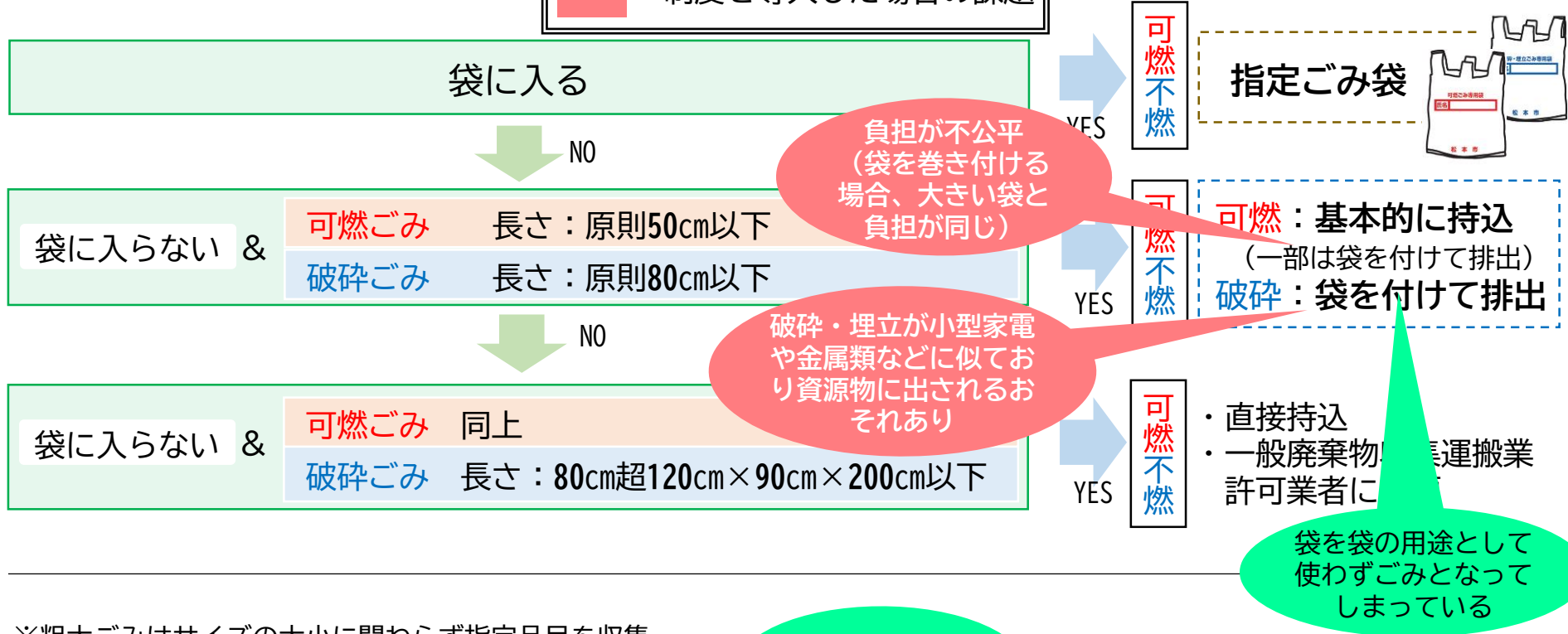
(1) 現状の排出方法

区分	袋に入らないごみの 対応方法	左記の 「一部」のごみの例	特記事項
可燃ごみ	原則として <u>直接搬入</u> ただし、 <u>一部のごみは、</u> <u>袋を貼り付けて排出可</u>	- ゴルフバック - 木製額縁(ガラス外して) - 剪定木 など	・サイズ制限：中間処理に影響があるため ・袋を貼り付けて出せるものであっても50cm×30cm以内
破碎ごみ	80cm以内は 袋を貼り付けて排出可 80cm超は 一部を除き直接搬入	・チャイルドシート ・ベビーカー など	・サイズ制限：収集運搬に影響があるため
埋立ごみ	80cm以内は 袋を貼り付けて排出可 80cm超は 一部を除き直接搬入	・板ガラス など	・サイズ制限：収集運搬に影響があるため
資源物	—	—	・サイズ制限：収集運搬及び中間処理に影響があるため ・プラは、30cm以下 ・金属製支柱は、2m以下 ・小型家電は、最大80cm以下 等
粗大ごみ	・指定品目のみ有料回収 ・事前申請、料金納付後に軒先回収	・スプリング入りのマットレス、椅子、ソファ、ベット枠 ・物干し竿、物干し台 ・スキー、スノーボード用具一式 ・ステレオ、机、カーペット、ミシン	・カーペットは、4.5畳以上

⑦ごみステーション等への排出の方法(袋に入らないごみの①手数料徴収ごみ種、②徴収方法、③金額設定等を含む)

(2) 排出方法に対する課題

- ・現状の課題
- ・制度を導入した場合の課題



※粗大ごみはサイズの大小に関わらず指定品目を収集



粗大ごみ

- ・戸別収集
- ・納付書による支払

受付してから納付書を個別に発行するため手間

3 自治体アンケートの調査結果（自治体アンケート調査票2 問4）

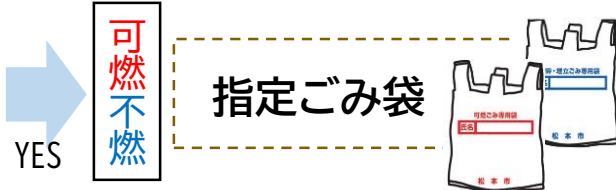
- 指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順で、
 - ア 粗大ごみ収集（持込）
 - イ 規格内のごみはシール添付、ごみステーションへ、規格外は直接搬入
 - ウ 切断のうえ、ごみステーションへ、切断不可の場合は直接搬入
- シール添付対象ごみ種は、粗大ごみ（9市）、袋に入らないごみ（5市）、旧指定袋使用時（4市）の順となっている。

(1) 指定袋に入らないごみの排出方法（調査票2 問4：手数料の徴収方法について） （n = 38）

方法（主なパターン）	回答数	割合	回答数の内訳		
			中核市	類似市	県内市
I 粗大ごみとして申請→戸別収集または持込	13市	34.2%	5市	8市	—
II 規格内のごみはシール対応で集積所に排出 規格外のごみは施設に直接搬入	8市	21.0%	2市	2市	4市
III 小さく切断を指示して、集積所に排出 切断しない場合には施設に直接搬入	7市	18.4%	3市	1市	3市
IV すべて施設に直接持込	3市	7.8%	—	—	3市
V 大きいサイズの指定袋を貼り付けて排出	2市	5.2%	2市	—	—
VI 品目により粗大ごみ収集	3市	7.8%	—	2市	1市
未回答	2市	5.2%	—	—	—

4 袋に入らないごみの分別区分等の整理

袋に入る（可燃ごみ・不燃ごみ）



◆袋に入らないごみ

		全て粗大ごみ		一定サイズ以上が粗大ごみ	粗大ごみの区分なし	一部の指定品目が粗大ごみ
分別区分		粗大 粗大		可燃不燃 粗大	可燃不燃	可燃不燃 一部粗大
排出方法	小 ↓ ↓ ↓ ↓ 大 サイズ	戸別 シール貼付 直接搬入	ステーション シール貼付 袋巻き付け 直接搬入	ステーション シール貼付 袋巻き付け 戸別 シール貼付 直接搬入	直接搬入	直接搬入 戸別 シール貼付
		・袋に入らない可燃、不燃ごみは全て粗大ごみ ・戸別で回収する例とステーションで回収する例とあり	・一定のサイズまでは可燃、不燃ごみでシール等の貼付でステーションへの排出が可能であるが、それ以上は粗大ごみ ・粗大ごみを指定品目とする場合もあり。	・粗大ごみの区分は設けず、全て直接搬入	・基本的に全て可燃、不燃ごみだが、一部の指定品目のみ戸別収集	
パターン		パターンⅠ		パターンⅡ・Ⅴ	パターンⅢ・Ⅳ	パターンⅥ

7

5 有識者意見（福島委員・山谷委員）

(1) 袋に入らないごみの出し方とメリット・デメリット

方法（主なパターン）		メリット	デメリット
I ■粗大ごみとして申請→戸別収集または持込	福島委員	戸別収集が可能であるならば、個別具体的、また計画的に対応できるので、利便性は大きい。	頻度は多くないだろうが、市域が広いために、戸別収集には手数料以上に人件費、車両の燃費等の支出が大きく、一律に料金設定することで不公平感を生む可能性がある。
	山谷委員	全国的に普及してきた、利便性の高い粗大ごみの排出方法。	自治体の収集コストが大きい。
II ■規格内のごみはシール対応で集積所に排出 ■規格外のごみは施設に直接搬入	福島委員	ほぼ現状と変わらない。	シールは剥がれにくいものに。なお個別の交通手段を持たない高齢者や障がい者等は、業者か行政に依頼せざるを得ない。
	山谷委員	—	直接搬入の手段を持たない人がいる。
III ■小さく切断を指示して集積所に排出 ■切断しない場合には施設に直接搬入 【現在の松本市】	福島委員	ほぼ現状と変わらない。	持ち込みの際の運搬手段（自家用車・収集車の依頼）確保。
	山谷委員	—	直接搬入の手段を持たない人がいる。

(1) 袋に入らないごみの出し方とメリット・デメリット (つづき)

方法 (主なパターン)		メリット	デメリット
IV ■すべて施設に直接持込	福島 委員	物品（素材）に応じて分別し、処理 することがスムーズに行える。	持ち込みの際の運搬手段（自家用車・収集 車の依頼）確保。
	山谷 委員	—	直接搬入の手段を持たない人がいる。
V ■大きいサイズの指定袋 を貼り付けて排出	福島 委員	手数料支払いが明瞭（実際には容量 オーバーかも知れないが）	袋が「使わずしてごみになる」のはいかが なものか。
	山谷 委員	粗大ごみとするほどではないが指定 袋に入らないものへの指定袋添付は 多くの有料化自治体が採用。近年は シール貼付として、プラスチックの 削減や利便性向上につなげるケース も見られる。これらの対応により、 自治体の財政負担が大きい粗大ごみ 戸別収集の件数を減らせる。	—
VI ■品目により粗大ごみ収 集	福島 委員	粗大ごみのリストは多くの自治体で 作られている。それを活用（利用） して、品目ごとに手数料が指定可能。 所定料金のシール添付を確認して収 集できる。	戸別収集にせざるを得ないか。長時間集積 所に放置され、雨風でシールが剥がれたり、 悪意を持ってシールを持ち去られることが 危惧される。
	山谷 委員	きめ細かな価格区分で負担が公平と なる。	粗大ごみの排出件数が増えて、自治体の収 集コストが膨らむのが難点。
【現在の松本市】			

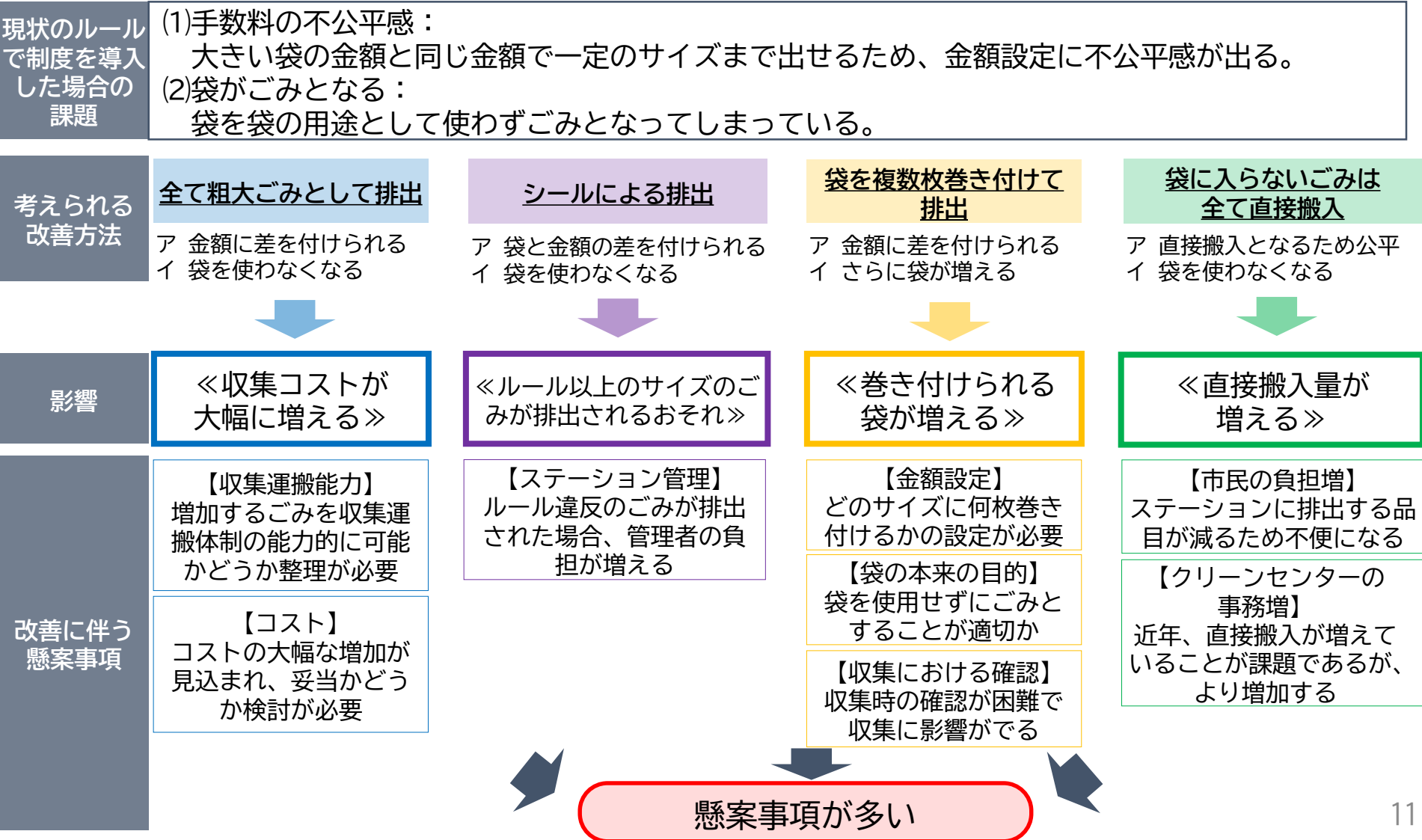
6 専門部会での意見等（袋に入らないごみ）

意見の内容

- 最近、シールも排出者の利便のために取り入れて併用するという動きが出てきている。この4月に有料化を実施した会津若松市などもシール併用にしており、ゴルフバックみたいなものにシールを貼って出すということを実施している。
- 現在ナフサの供給が滞って指定袋が不足しているが、そうした状況にあっても、市販の袋にシールを貼ることで手数料制度を維持することができる。
- ごみを出している市民からすれば、シールを貼る、貼らないとなると、ごみ当番が貼っていないものをどう処分するかといったことが発生する。袋に有料化の費用が上乗せされているのが現状一番スマートで公平かと思う。例えば、大きいごみも袋を縛り付けずにシールを貼る方が楽ではないかということだが、ごみ当番からすると一目瞭然で分かるので、現状の方法がとてもありがたい。
- 基本的に可燃ごみなどは野晒しとなるので、結局シールは剥がれる、剥がれないという問題がある。それを考えると、シールの場合は雨に濡れても剥がれない形態のものであれば、大きなものに対しては有効かもしれないが、袋に入らないものにきちんと袋を縛り付けて排出するという今の方法は非常に良いのではないか。
- これから有料化となると量に応じた負担ということになるので、大きさに応じた金額にしないといけない。そうすると、貼るシール自体の価格が袋よりも高くなるような料金設定としないと公平な負担にならない。やはりそこは分けて検討した方がよく、袋を貼り付ける方式だと平等ではなくなる。

7 制度を導入した場合の課題や懸案事項

現在の排出方法のまま制度を導入した場合…



8 答申案の方向性 (案)

- 袋に入らないごみは・・・
- 粗大ごみは・・・

下表のとおり
※付帯事項あり

項目	方向性 (案)
①手数料を徴収する ごみ種	・袋に入らないごみをどの分別区分とするか、粗大ごみの品目の変更も含め、事務局が制度設計 ・袋に入らないごみを可燃ごみ、破碎・埋立ごみとして収集する場合は手数料を徴収
②手数料の徴収方法	・袋に入らない可燃ごみ、破碎・埋立ごみは、シール貼付を基本とする。 ・その他詳細は答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計
③－1 手数料の料金 体系	・詳細は答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計
③－2 手数料の金額 設定	・袋に入らない可燃ごみ、破碎・埋立ごみは、袋に入るごみの金額よりも高い金額で設定 ・粗大ごみは品目ごとに設定 ・その他詳細は答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計
⑦ごみステーション 等への排出の方法	・詳細は答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計

付 帯 事 項

制度設計をするにあたっては、以下の3項目を満たすものであること。

- ・市民にとって理解しやすく排出しやすい方法となっていること
- ・収集運搬体制に影響が出ない方法であること
- ・莫大なコストがかからない方法であること

その上で、以下の事項を考慮し、制度設計をすること。

- ◆ 排出方法を、シール貼付による排出とする場合は、シールを剥がれない素材とすること。
- ◆ 既存の小型家電や大型プラ等の資源物と混在するため不適切排出対策を講じること。

採用の理由

- 手数料の徴収方法、手数料の金額設定、ごみステーション等への排出の方法は、それぞれ相互に関連し、自治体のコスト、市民の利便性、将来にわたっての収集運搬体制や懸案事項を総合的に勘案する必要がある項目であり、検討に相当の時間を要するため、事務局における制度設計が適当
- 粗大ごみの金額設定は、一律にすることで不公平感を生む可能性があるため、差を設けることが適当
- 袋に入らないごみにシールか袋を付ける場合は、袋を付けて排出する方法の方が視認しやすいが、費用負担の公平性が保てないこと、使用しない袋がごみとなること、シールより袋の方が持ち去られる懸案が高いことからシールの方がメリットが大きい。

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の 制度設計について

(検討項目⑧ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項)

【検討項目】

- ⑧－1 収集方法の変更について
- ⑧－2 分別区分の変更について
- ⑧－3 収集頻度の変更について
- ⑧－4 袋のサイズ・材質の変更について

⑧－１ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（収集方法）

- 検討項目
- 戸別収集、福祉収集、祝日収集など収集方法の変更の必要性
 - 剪定枝など、資源物の分別区分追加の必要性
 - 収集方法や分別区分の変更に伴う各品目の収集頻度の変更の必要性

【考え方のポイント】

- ・ 松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。
- ・ ごみの減量化に効果がある変更内容となっているか。
- ・ 市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。
- ・ 市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）

1 松本市の現状

○収集方法の状況

施策内容	実施・未実施の別
戸別収集	未実施 （ステーション収集と一部品目で拠点回収を併用。粗大ごみは戸別収集）
福祉収集	未実施（庁内で検討中） ※現状では、介護保険制度によるサービス、障がい者福祉サービス、社会福祉協議会等の有償サービス（P3参照）のほか、地域内での助け合いにより、ホームヘルパーや近隣住民などが町会ごみステーションへの排出を支援 ※福祉収集の対象者の選定とニーズ調査を先行し、その結果を踏まえ、本制度の導入も意識しながら関係部局と連携し、検討することとしている。
祝日収集	実施済

参考：松本市内の事例

【松本市社会福祉協議会等の有償サービス】 つむぎちゃんサポート

つむぎちゃんサポート

【制度内容】

高齢者や障がい者などが自立した在宅生活を送れるよう、地域の皆さんによる助け合いの支援を希望される方に、家事や外出の支援を有償で行っているもの。

【対象】

松本市民で高齢者（おおむね75歳以上）または心身に何らかの障がいのある方で日常生活に支障のある方 ※会員登録が必要

【支援内容】

家事支援、外出支援、ごみ出し支援（分別済のごみを地区のごみ収集所に運ぶ支援）

【料金】

支援内容	30分まで （軽易な支援）	1時間	1時間以降 の30分毎
家事支援	495円	990円	495円加算
外出支援		1,210円	605円加算
<u>ごみ出し支援</u>		<u>1回 165円</u>	<u>2袋までを1回</u>

※別途、交通費（1kmあたり20円）、年会費1,000円が必要

⑧－１ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（収集方法）

２ 有識者意見（福島委員・山谷委員）

	有識者名	変更等の内容	左記の理由・留意事項等
収集方法	福島委員	☐ ステーション収集 ☐ 戸別収集 ☐ その他	集合住宅、戸建て住宅を含め戸別収集が望ましいとは思いますが、近所付き合いなどこれまでの慣習を敢えて崩すことになりかねないので悩ましいところ。
	山谷委員	☒ ステーション収集 ☐ 戸別収集 ☐ その他	- 記名式指定袋制が運用されており、戸別収集への切り替えの必要はない。 - ただし、各ステーションの利用状況や抱える課題に応じて、利用世帯数の細分化、戸別収集への切り替えなど、柔軟に対応することが望ましい。 - 理想を言えば、少量排出事業者に対する配慮(例えば、家庭用より割高な専用指定袋による登録制のステーション排出など)もほしいところ。 - 戸別収集を実施するというのはかなり大変なことであり、大変な作業を伴う。しかし、戸別収集に切り替わってからはごみ出しがかなり良くなっているという状況もある。 - 松本市は戸別収集を行う必要はない。記名式をきちんと運用すれば、適正排出もキープできるのではないかと思います。 - 戸別収集のコストを１０％に抑えている自治体もある。ただし、戸別収集を実施する必要はない。やはり収集などに予算を使ってしまうのはもったいない。もっと減量を推進するために使うとか、ごみ出しサポートか何かの財源にするとか、福祉や環境の面に使えと、市民の有料化に対する理解も深まってくるのではないかと。
福祉収集	福島委員	☒ 必要 ☐ 不要 【現在：実施無し】	—
	山谷委員	☒ 必要 ☐ 不要 【現在：実施無し】	- 有料化の手数料収入の使途とすることも一案 - 自治会など市民共助によるごみ排出困難者サポートの取組みを、手数料収入の使途として経済的に支援する新潟市の事例などが参考になる。 (※P5参照)

【山谷委員意見】ごみ出し支援事業（新潟市）：新潟市ホームページより

ごみ出し支援事業

【制度内容】

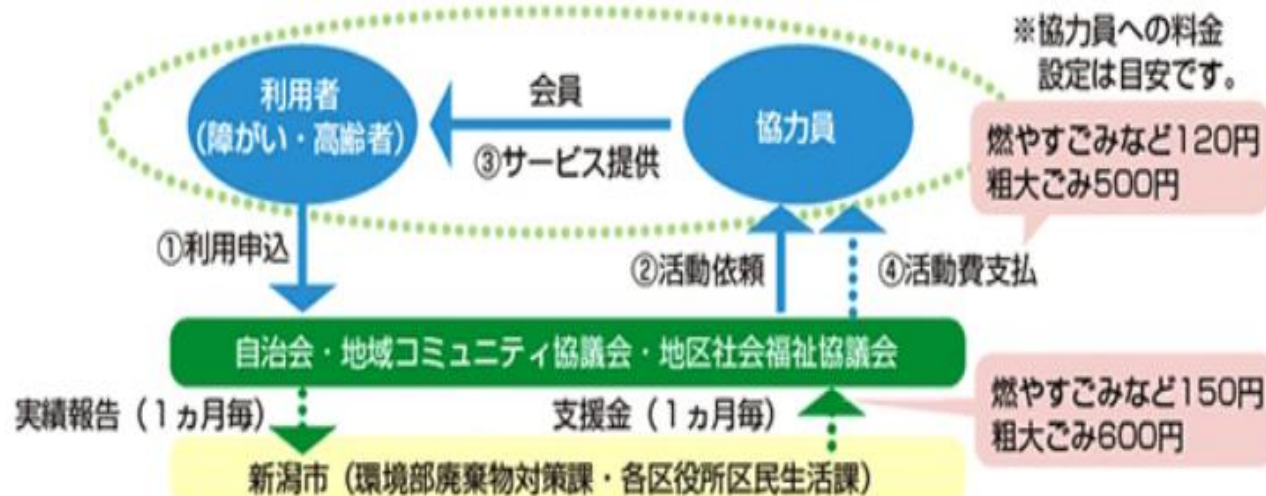
高齢者・障がい者等のごみ出しが困難な世帯に対して、自治会・地域コミュニティ協議会・各地区社会福祉協議会で募集する有償ボランティア等によるごみ出し支援を行います。

【対象団体】

自治会、地域コミュニティ協議会、各地区社会福祉協議会等の非営利団体

【助成額】

- ・燃やすごみなど 利用者一人あたり一日150円
- ・粗大ごみ 利用者一人あたり一日600円



⑧－１ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（収集方法）

3 自治体アンケートの調査結果（調査票2 問18）

○収集方法の変更

- ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い（6市）
- ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」（松本市実施済）などとなった。

○収集方法の変更（対象：記述有自治体14市）

施策内容	回答数
集積所方式から戸別収集方式へ変更	6
祝日収集の開始・完全実施	3
粗大ごみの戸別収集開始	2
事業系ごみ専用袋・戸別回収の仕組み導入	1
その他	2

施策内容	主な選択理由
◆ 戸別収集方式（6自治体）	排出者責任の明確化、分別促進、高齢者等のごみ出し困難世帯へのサービス向上、市民サービス向上
◆ 祝日収集（3自治体）	収集回数の公平性確保、市民要望への対応、資源化物の排出利便性向上

4 専門部会の審議結果・意見等（収集方法・分別区分など）

項目	意見の内容
収集方法	● <u>弱者の方々とどう向き合い支援するのか</u> 、といったことも含めた具体的な市民へのサポート作りを考えなければならない。

⑧－１ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（収集方法）

5 答申案の方向性（案）

○収集方法は・・・

右表のとおり
※付帯事項あり

施策内容	方向性（案）
戸別収集	現行どおり
福祉収集	市で検討を進める
祝日収集	現行どおり

※粗大ごみの戸別収集は「㊦ごみステーション等への排出の方法」で議論

付 帯 事 項

- ◆ 戸別収集については、原則として実施しないこととするが、高齢化が進んだ山間部の地域やステーションが遠い地域での戸別収集の導入など各ステーションの利用状況や抱える課題に応じて、柔軟に対応すること。
- ◆ 福祉収集については、既に市において検討しているため、社会福祉協議会の有償サービスのほか、地域内での助け合いによる排出支援といった共助の取組みを損なわないように配慮しつつ、対象者の選定やニーズの把握を踏まえて、関係部局による検討を進めること。

採用の理由

- 戸別収集は、排出者責任の明確化、分別促進、市民サービスの向上などのメリットは大きいが多大なコストがかかる。
- 費用対効果のほか、制度導入による収入をごみ減量推進やごみ出しサポート等に充てた方が市民の制度に対する理解も深まるといった意見、近所付き合いなどこれまでの慣習を敢えて崩すことになりかねないといった意見、将来にわたっての人員体制への懸念を踏まえると戸別収集は実施を見送ることが妥当である。

⑧-2 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（分別区分）

1 松本市の現状

○ごみステーションにおける分別区分・収集頻度の状況

分 別	区 分	収集方法	収集頻度
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ(落ち葉・剪定枝)	直営 ・ 委託	【 週2回 】
2 埋立ごみ	2 埋立ごみ		【 月1回～年2回 】
3 破碎ごみ	3 破碎ごみ		【 週1回～月2回 】
4 資源物	4 プラスチック資源	直営	月1回
	(金属類) 5 アルミ缶 6 スチール缶 7 その他金属	委託	月1回～年6回
	(紙類) 8 新聞 9 雑誌 10 段ボール 11 紙パック		月2回～年5・6回
	12 古布		月1回～年1・2・6回
	(生きびん) 13 ビールびん 14 ジュースびん 15 一升びん		月1回～年1・6回
	(雑びん) 16 白色びん 17 茶びん 18 その他色びん		月1・2回～年6回
	19 小型家電	直営	月1回～年6回
	20 ペットボトル	委託	月1・2回～年6回
	21 蛍光管・体温計	直営 ・ 委託	月1回～年6回
	22 電池類		
	23 スプレー缶・ライター	直営	月1回～年6回
	24 廃食用油	直営 ・ 委託	拠点回収 ：随時（開館時間）
5 粗大ごみ	25 机、ステレオ、ミシン、カーペット、スプリング製品、ベッド枠、物干し台、物干し竿（金属製）、スキー・スノーボード用具一式	直営	軒先回収（事前申込） ：週1回～年7回



小型家電？
金属類？

電気ストーブ



細かすぎて、分かりづらくないか？

⑧－２ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（分別区分）

２ 有識者意見（福島委員・山谷委員）

	有識者名	変更等の内容	左記の理由・留意事項等
分別区分	福島委員	☐ 分別区分の追加変更必要 ☐ 分別区分の追加変更不要 ☒ その他 ()	• 現行で問題ないとは思いますが、議論があったように、剪定枝や落葉を可燃ごみとして焼却することには検討の余地があるように思います。私は良く承知していませんが、千葉市や町田市などでは、堆肥化、バイオマスとして再資源化を図っているようです。 • ごみの分別に関して、現在はどちらかというと民間に依存しているところが非常に大きいので、行政ももう少し強くコミットする必要があるのではないかと思います。
	山谷委員	☒ 分別区分の追加変更必要 （枝葉草の資源収集） ☐ 分別区分の追加変更不要	• 破碎、埋立ごみの区分に疑問。きめ細かな手選別により不燃ごみを極力資源化ルートに乗せ、埋立処分するごみを極小化する。リサイクル技術の進歩やメーカーサイドの拡大生産者責任への対応などによる資源化の可能性を閉ざしてしまいかねない「埋立ごみ」の名称はやめた方がよい。

⑧－２ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（分別区分）

3 自治体アンケートの調査結果（調査票2 問18）

○分別区分の変更

- ・有料化と同時に資源物（プラ製容器包装、剪定枝など）の分別を開始した自治体が多い。
- ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。

○分別区分の変更（対象：記述有自治体14市）

施策内容	回答数	松本市の実施状況
プラスチック製容器包装の分別開始	4	実施済
剪定枝・枝葉・草の分別開始	3	未実施
紙製容器包装の分別開始	1	実施済 (分別区分は紙類)
布類の分別開始	1	実施済
廃食用油の分別開始	1	実施済
プラスチックの一括回収	1	実施済
その他プラスチックの分別開始	1	実施済
軟質プラスチック製容器包装含む全量資源化	1	実施済
排泄管理支援用具※等の半透明袋排出可能化	1	未実施

※排泄管理支援用具
・収尿器（しゅうにようき）
・ストーマ装具（消化器系・尿路系）
・紙おむつ・衛生用品 など

【主な選択理由】

施策内容	主な選択理由
◆ プラスチック製容器包装（4自治体）	資源物分別促進、ごみ減量化・資源化、市民サービス向上、可燃ごみ削減
◆ 剪定枝・枝葉・草（3自治体）	リサイクル促進、資源化推進
◆ 排泄管理支援用具等（1自治体）	燃やすごみ・埋立ごみの負担軽減

⑧－２ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（分別区分）

4 専門部会の審議結果・意見等（収集方法・分別区分など）

項目	意見の内容
分別区分	● <u>破碎ごみや埋立ごみとなっているものでも、多分資源に回せるものもあり、いかに家庭の皆さんにご協力いただき、可燃ごみの中からも資源をできるだけ抽出してこれを減らしていく、有料化というよりも減らしていただくということだ</u>と思う。 ● <u>可燃ごみの中には冷静に考えれば資源にもなりうるものがたくさんあると思うが、そうしたものをどこまで分別できるかを議論して、やはり市民の皆さんが分別の努力をしたときに、有料化の部分を減らせることや意識が高まる、そうしたことを考えながらこの分類を変えていくことが必要。</u>

⑧－２ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（分別区分）

5 答申案の方向性（案）

○分別区分は・・・

右表のとおり
※付帯事項あり

分別区分	方向性（案）
可燃ごみ	剪定枝は「資源物」の分別とする方向で検討
不燃ごみ	「埋立ごみ」「破砕ごみ」をまとめ、「不燃ごみ」の分別・区分とする方向で検討
資源物（21区分）	「剪定枝」を追加

※粗大ごみの分別区分は「⑦ごみステーション等への排出の方法」で議論

付 帯 事 項

- ◆ 「剪定枝」は、資源物の分別区分とすることにあたり、排出方法、収集運搬方法、処理方法等の具体的な検討を行い、資源物としての適否を判断すること。
- ◆ 「不燃ごみ」の区分は、新ごみ処理施設の稼働（令和15年度）に併せて一括回収の検討を行うこととし、本制度導入によらず分別区分変更に向けて検討すること。
- ◆ 方向性（案）のほか、処理業者や処理コスト等を勘案したうえで、可能な限り資源物への区分の移行を検討し、埋立ごみの極小化を目指すこと。

採用の理由

- 専門部会におけるこれまでの意見や第5回専門部会の集約のとおり、剪定枝は「資源物」の区分とする方向で検討することが適当
- 「埋立ごみ」という名称が不適当
- 専門部会の中で委員からも分別に関する意見が多数出ているとおり、市民にとっても分別区分が多くわかりづらいことから、見直しすることが適当

⑧-3 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（収集頻度）

1 松本市の現状

○ごみステーションにおける分別区分・収集頻度の状況

分 別	区 分		収集方法	収集頻度	
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ(落ち葉・剪定枝)		直営 ・ 委託	【 週2回 】	
2 埋立ごみ	2 埋立ごみ			【 月1回～年2回 】	
3 破碎ごみ	3 破碎ごみ			【 週1回～月2回 】	
4 資源物	4 プラスチック資源	プラスチック資源	直営	月1回	
		大型プラスチック資源			
	(金属類)	5 アルミ缶 6 スチール缶 7 その他金属	委託	月1回～年6回	
	(紙類)	8 新聞 9 雑誌 10 段ボール 11 紙パック		月2回～年5・6回	
	12 古布	月1回～年1・2・6回			
	(生きびん)			13 ビールびん 14 ジュースびん 15 一升びん	月1回～年1・6回
	(雑びん)			16 白色びん 17 茶びん 18 その他色びん	月1・2回～年6回
	19 小型家電	直営	月1回～年6回		
	20 ペットボトル	委託	月1・2回～年6回		
	21 蛍光管・体温計	直営 ・ 委託	月1回～年6回		
	22 電池類				
23 スプレー缶・ライター	直営	月1回～年6回			
24 廃食用油	直営 ・ 委託	拠点回収 ：随時（開館時間）			
5 粗大ごみ	25 机、ステレオ、ミシン、カーペット、スプリング製品、ベッド枠、物干し台、物干し竿（金属製）、スキー・スノーボード用具一式		直営	軒先回収（事前申込） ：週1回～年7回	

- ・ 収集頻度を増やすと、ごみ排出量は増加傾向に。
- ・ リサイクル促進のため、資源物の回数を増やすか？

⑧－３ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（収集頻度）

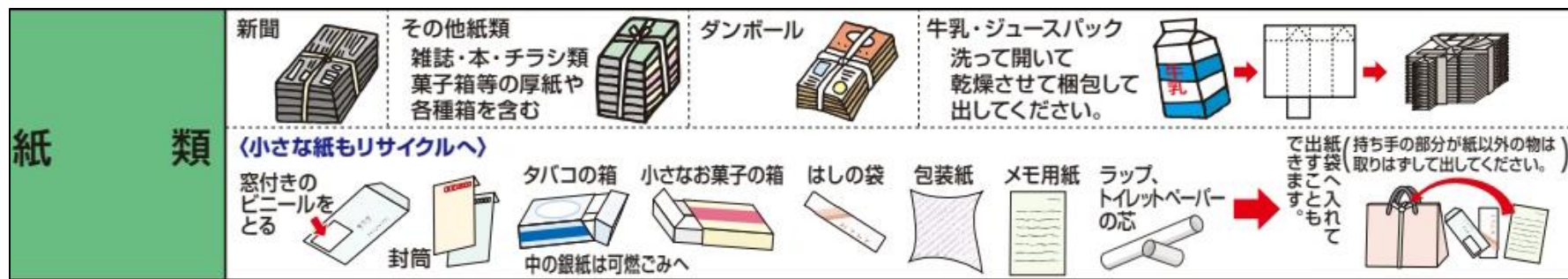
２ 有識者意見（福島委員・山谷委員）

区分	ごみ種	有識者名	変更等の内容	左記の理由・留意事項等
収集頻度	可燃ごみ	福島委員	☒ 現状通り【週２回】 ☐ 変更必要	—
		山谷委員	☒ 現状通り【週２回】 ☐ 変更必要	—
	破碎ごみ 埋立ごみ	福島委員	☒ 現状通り【月１回～年２回】 ☐ 変更必要	—
		山谷委員	☐ 現状通り【月１回～年２回】 ☐ 変更必要	—
	資源物	福島委員	☐ 現状通り 【プラ：週１回～月２回】 【ほか：月１回～年１回】 ☒ 頻度を増やすべき品目 （古紙） ☐ 頻度を減らすべき品目	資源物としての古紙は、一般に新聞紙、広告ちらしほか秘匿性の低い印刷物が対象になることが多いが、食品包装に使われる紙箱、紙袋、レシートのような小片、DMの内容物や封筒、シュレッドしたものも紙製の袋などに入れ、再生紙として資源化する方向性を行政として示して欲しい。
		山谷委員	☐ 現状通り 【プラ：週１回～月２回】 【ほか：月１回～年１回】 ☐ 頻度を増やすべき品目 ☐ 頻度を減らすべき品目	—
	剪定枝	福島委員	☐ 現状通り【週２回】 ☒ 変更必要 （ ）	これまでのお話をお聞きして、剪定枝を可燃ごみと位置づけ続けることには市民感覚からも違和感があるように感じている。
		山谷委員	☐ 現状通り【週２回】 ☒ 変更必要 （資源物として収集）	有料化の併用事業として、枝葉草の資源物収集を実施することで、可燃ごみ減量化の受け皿とするとともに、市民の経済的負担の軽減、緑の環境保全を図る。

⑧－３ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（収集頻度）

参考

【紙類の分別状況】



【紙類の回収方法の状況】

- ◆ 紙類の資源化を積極的に進め、ごみの減量化につなげるため、平成24年10月から以前までの月1回の回収に加え、平日（一部施設を除く）の9時～17時であれば、いつでも利用できる**紙類の常設回収場所**（物置タイプ）を各出張所・公民館等に設置（市内32か所）
- ◆ 可燃ごみの中に多く含まれている封筒や小さなお菓子の箱、メモ用紙などの**小さな紙（小紙片）の資源化**を進めている。



常設回収場所	持込日	時間	持ち込めるもの
市役所東庁舎南	平日	9：00～17：00	新聞紙 
出張所・公民館等（28箇所）			ダンボール 
寿台体育館			
あがた運動公園多目的広場	日、月、水、木、 金、土		その他紙 雑誌・本・チラシ類・各種箱・菓子箱等の厚紙・封筒等の小さな紙 雑誌・本 メモ用紙 包装紙 タバコの箱 小さな菓子の箱 中の雑誌は可変こみへ 封筒 はしの袋 紙屑へ入れて出すこともできます。 汚れた紙屑や紙は外のゴミ箱に入れてください。
中央図書館	日、火、水、木、 金、土		

３ 自治体アンケートの調査結果（調査票2 問18）

○収集頻度の変更

- ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの収集回数減とする自治体が見られた。
- ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。

○分別方法及び収集頻度の変更（対象：記述有自治体5市）

施策内容	回答数
資源品目の収集回数増加	1
燃えないごみの収集頻度減少（週1回→4週に1回）	1
ビン・カン等の収集頻度減少（週1回→2週に1回）	1
プラスチック製容器包装材週1回収集	1
枝葉・草月2回収集	1

【主な選択理由】

施策内容	主な選択理由
◆ 資源物収集増加	資源物への分別促進
◆ 収集頻度適正化	戸別収集移行に伴う収集経費増加の抑制、搬入量・車両の平準化による渋滞回避

4 答申案の方向性（案）

○収集頻度は・・・

右表のとおり

※付帯事項あり

分別区分	方向性（案）
可燃・破砕・埋立ごみ	現行どおり
資源物（21区分）	回数増を検討

※剪定枝を資源物としてステーション回収とする場合は月２回程度

付 帯 事 項

- ◆ 剪定枝については、収集体制や処理能力を勘案し、ステーション回収に限らず最適な方法や頻度を検討すること。
- ◆ 資源物の収集頻度については、市民の排出の利便性を高めるために頻度を増やすことが望ましいが、将来にわたっての収集運搬能力やステーションが町会管理であること等の課題を踏まえて、小売店等の民間回収との連携協力やステーション回収以外の市民の排出しやすい施策を検討すること。

採用の理由

- 可燃ごみ、埋立ごみ等是有識者からの意見が現行どおりであるため採用
- 資源物は、分別に関して民間に依存しているところが大きく、行政としてコミットすべきという意見を踏まえ、頻度を増やす方向性が望ましい。
- 剪定枝は、ステーション回収とする場合、現在の資源物の収集頻度を踏まえると「月２回程度」が適当

⑧ー4 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（袋のサイズ・材質等）

1 松本市の現状

(1) 松本市指定袋の種類等

	可燃ごみ		落ち葉・剪定枝用		破碎・埋立ごみ		プラスチック資源		
	30 L	15 L	70 L	45 L	30 L	15 L	45 L	30 L	15 L
容量	30 L	15 L	70 L	45 L	30 L	15 L	45 L	30 L	15 L
材質	高密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		高密度ポリエチレン		
厚さ	0.025 mm 以上	0.02 mm 以上	0.045 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上
デザイン									
印刷 文字色	赤色		緑色		青色		黄色		

【破けやすさ・製造コスト】 低密度ポリエチレン > 高密度ポリエチレン

⑧ー4 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（袋のサイズ・材質等）

(2) 松本市指定袋の仕様とその仕様としている理由

現在の指定袋は、導入時の検討事項として以下のとおりまとめています。

a	大きさ	ごみ袋の大きさは平均世帯で、 <u>1収集日1枚使用する大きさ</u> とする。 【可燃ごみ用30ℓ、プラスチック用45ℓ、埋立て用30ℓ】
b	記名式	<u>ごみ分別に責任を持つ</u> ように、記名を義務づける。
c	色	<u>ごみ袋の種類が分かる</u> ように文字の色を変える。
d	障がい者への配慮	<u>目の不自由な方に、手で分かる</u> ように、可燃ごみ袋にマークの穴をあける。
e	外国人への配慮	<u>外国人向け</u> に6カ国語表示とする。
f	厚さ	<u>収集作業員の腰痛対策</u> 上、1袋に30kg以上入れると袋が破れる厚さとする。 【各0.02mm程度】
g	その他	<u>怪我対策</u> 上、上部は取っ手付、ごみ袋が <u>ひっくり返っても安全に収集出来る</u> ように、下部にも持つ部分（はかま）をつける。また <u>内容が見える</u> ように透明とする。

【参 考】法令への規定

■松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）
第2条第2項 条例第9条第4項に規定する市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)は、ポリエチレン製で、容量15リットル、30リットル、45リットル又は70リットルの搬入廃棄物(この項において資源物を除く。)を収納できるものとし、あらかじめ市長の登録を受けたものとする。
第3条第2項第5号 指定袋には、搬入者の氏名又は搬入者が識別できる記号等を表示すること。

⑧ー4 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（袋のサイズ・材質等）

2 有識者意見（福島委員・山谷委員）

(1) 指定袋のサイズ

区分	ごみ種	有識者名	変更等の内容	左記の理由・留意事項等
サイズ	可燃ごみ	福島委員	☐ 現状通り【15L、30L】 ☒ 変更必要 （ 10Lを導入 ）	・ 可燃ごみは、10ℓ程度の小さい袋を導入することで少なく出すことを推奨するのが良い。
		山谷委員	☐ 現状通り【15L、30L】 ☒ 変更必要 （ 7.5L追加 ）	・ 単身世帯や生ごみ資源化世帯向けに、可燃ごみ袋の容量種に7.5L袋を追加 ・ 1L2円程の高い手数料水準だと、40L・45Lの袋を使う人はほとんどいなくなる。場合によっては15Lや10Lというようなサイズが一番使われるというように変わっていく。
	破碎ごみ 埋立ごみ	福島委員	☒ 現状通り【15L、30L】 ☐ 変更必要	—
		山谷委員	☒ 現状通り【15L、30L】 ☐ 変更必要	—
	プラ資源	福島委員	☒ 現状通り【15L、30L、45L】 ☐ 変更必要	・ まとめて出したいということかも知れませんが、プラごみのサイズが大きいもの（45ℓ）が必要かどうか、皆さんのご意見をお聞きたい。
		山谷委員	☒ 現状通り【15L、30L、45L】 ☐ 変更必要	—

⑧ー４ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（袋のサイズ・材質等）

(2) 指定袋の材質

区分	ごみ種	有識者名	変更等の内容	左記の理由 課題等の留意事項
材 質	可燃ごみ	福島委員	☐ 現状通り 【高密度ポリエチレン】 ☐ 変更必要	・ 使い勝手の問題なので、委員（市民・利用者）のみなさまのご意見を尊重します。
		山谷委員	☐ 現状通り 【高密度ポリエチレン】 ☒ 変更必要 （低密度ポリエチレン）	・ 可燃ごみ袋について近年、柔軟性などの物性や安定供給を考慮して低密度ポリエチレンに切り替えるケースが散見される。
	破碎ごみ 埋立ごみ	福島委員	☐ 現状通り 【低密度ポリエチレン】 ☐ 変更必要	—
		山谷委員	☒ 現状通り 【低密度ポリエチレン】 ☐ 変更必要	—
	プラ資源	福島委員	☐ 現状通り 【高密度ポリエチレン】 ☐ 変更必要	—
		山谷委員	☒ 現状通り 【高密度ポリエチレン】 ☐ 変更必要	—

(3) 記名式の指定袋

区分	有識者名	袋のサイズ	左記の理由・留意事項等
記名式	福島委員	☐ 必要 ☐ 不要	・ 私自身が松本で生活していた頃は、名前を書くことに違和感を感じていた。分別に責任を持たせる意味合いでの記名だと思うが、一度は個人情報保護との関わりでご議論いただきたい。
	山谷委員	☒ 必要 ☐ 不要	・ 記名式は有料化実施時の適正排出の維持に有益

3 自治体アンケートの調査結果（調査票2 問4 指定袋のサイズ）

- ・ 「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。
- 可燃ごみ …………… 4種類 5～40L

○プラスチック類 …… 2種類 10～50L

○不燃ごみ …………… 4種類 5～40L

○生ごみ …………… 3種類 2～17L

(1) 可燃ごみ

サイズ種類数	回答数	割合
5種類	5	13.2%
4種類	20	52.6%
3種類	10	26.3%
2種類	3	7.9%
合 計	38	100%

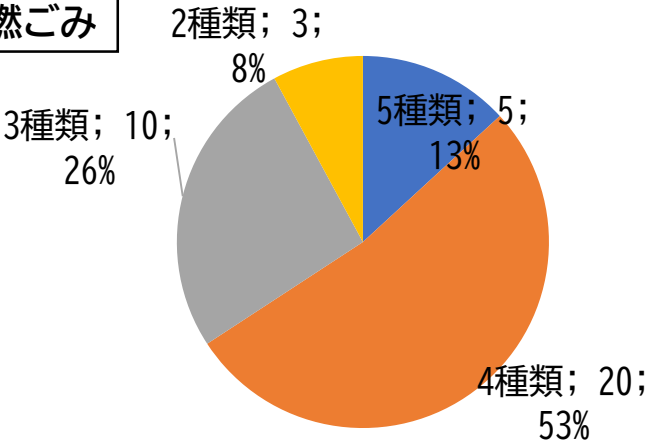
- ・ 最頻サイズ組合せ：5L・10L・20L・40L（8市）
- ・ その他：5・10・20・30・40L
10・20・30・45L
10・20・30・40L （各3市）

(2) 不燃ごみ

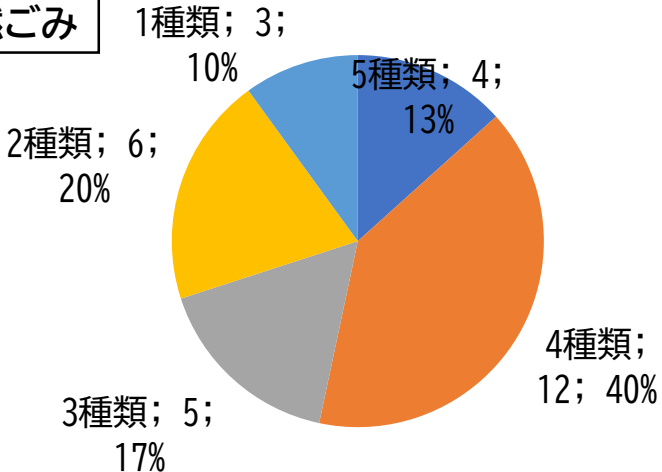
サイズ種類数	回答数	割合
5種類	4	12.9%
4種類	12	41.9%
3種類	5	16.1%
2種類	6	19.4%
1種類	3	9.7%
合 計	31	100%

- ・ サイズ設定： 可燃ごみと同一（20市 64.5%）

可燃ごみ



不燃ごみ



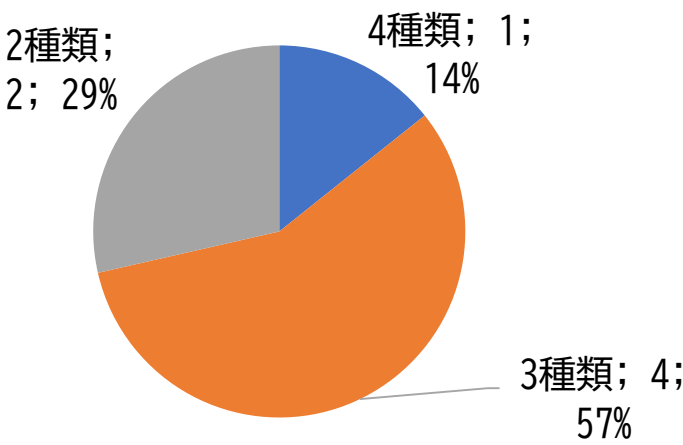
⑧ー4 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（袋のサイズ・材質等）

(3) プラスチック類（資源物）

サイズ種類数	回答数	割合
4種類	1	14.3%
3種類	4	57.1%
2種類	2	28.6%
合 計	7	100%

- 4種類組合せ：5L・10L・20L・40L
- 3種類組合せ：20L・30L・45L
10L・20L・40L（各2市）
- 2種類組合せ：20・35L、15・50L

プラスチック類



(4) サイズの検討経緯

検討内容	回答数	割合	具体的な内容
他都市参考	8	24.2%	先進自治体、近隣市、県内外他市、全国データ
既存袋踏襲	6	18.2%	有料化前サイズ継続、市民慣れ
世帯構成考慮	4	12.1%	単身～大家族対応、排出量差への対応
減量促進設計	4	12.1%	小容量袋選択意識、減量進むよう設定
市民要望反映	3	9.1%	導入後に40L、30L、10Lなど追加
在庫管理配慮	1	3.0%	小売店保管、流通効率
不明・未検討	7	21.2%	詳細不明、資料なし
その他	4	12.1%	庁内組織と調整、事業系ごみ袋参考、サイズ追加等

※対象33市（記述式回答）。複数回答のため、延べ回答数は回答市数を上回る。

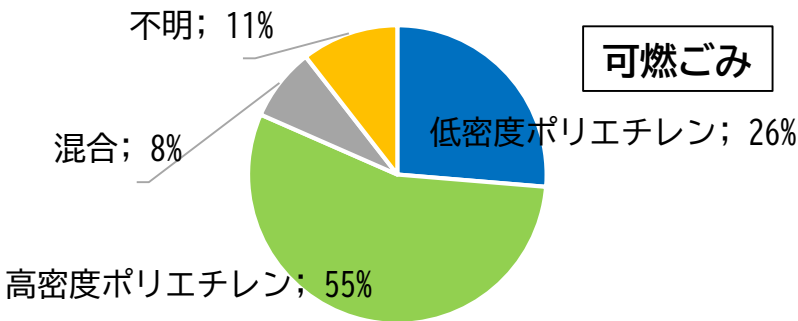
3 自治体アンケートの調査結果（調査票2 問4 指定袋の材質）

【ごみ種別指定袋の材質調査結果】

- ・指定袋の材質選定傾向は、以下のとおり。
- 可燃ごみ→高密度（引っ張り強度高：高密度ポリエチレン）が多数。
- 不燃・プラ→低密度（柔軟性高（破けづらい）：低密度ポリエチレン）が多数。

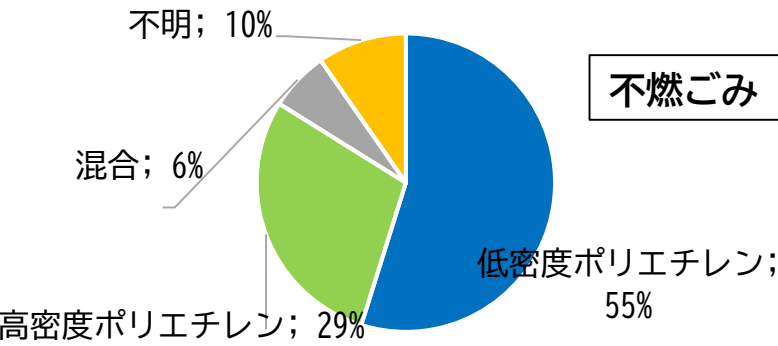
(1) 可燃ごみ

材 質	回答数	割合
低密度ポリエチレン	10	26.3%
高密度ポリエチレン	21	55.3%
混合	3	7.9%
不明	4	10.5%
合 計	38	100%



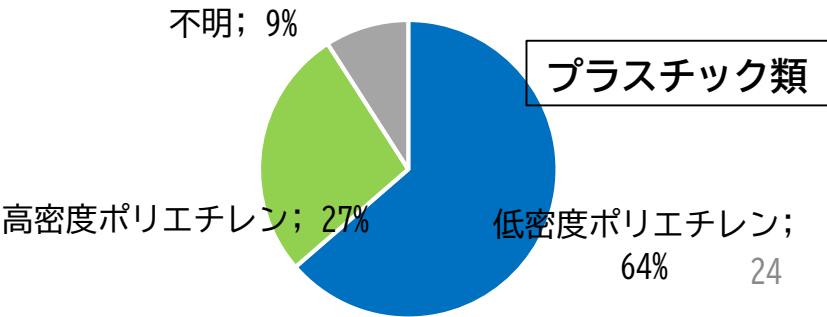
(2) 不燃ごみ

材質	回答数	割合
低密度ポリエチレン	17	54.8%
高密度ポリエチレン	9	19.0%
混合	2	6.5%
不明	3	9.7%
合 計	31	100%



(3) プラスチック類（資源物）

材 質	回答数	割合
低密度ポリエチレン	7	63.6%
高密度ポリエチレン	3	27.3%
不明	1	9.1%
合 計	11	100%



⑧－４ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（袋のサイズ・材質等）

４ 専門部会での意見等（指定袋のサイズ・材質等）

項目	意見の内容
材質	● 有料化となった場合には、限りなく袋一杯に入れたい。そうすると、<u>今の袋はあまり丈夫ではないので、ごみステーションに持っていく際に破けるという心配が出てくる。</u> ● カラスがごみ袋を突いて出してしまうことがある。<u>低密度のポリエチレンの方が強いので、コストが上がるのは分かるが、低密度ポリエチレンを可燃ごみの方にも使ってもらった方が収集もしやすいですし、散らかす確率が大分減ると思う。確かにコストが上がり、有料化になってまた上がってしまうのも問題ですが、統一していただけるとありがたい。</u> ● <u>ごみ袋を厚くすれば破れづらくて便利になるが、コストが上がることにつながる。制度を導入すれば少しでも袋の枚数を減らそうと工夫する。袋を丈夫にしてたっぷり入れられるようにしたら減量につながらない。</u> （「可燃ごみの指定袋を丈夫なものに」との委員の意見に対する事務局回答） ◆ <u>可燃ごみも低密度ポリエチレンを使ってさらに厚くしていくことも考えられるが、今のものより材質を変えて強い頑丈なものに変えていくとなると、袋そのものの値段は上がると思われる。</u>

※「サイズ」に関する意見等はなし

⑧ー4 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項（袋のサイズ・材質等）

5 答申案の方向性（案）

今年度実施予定の市民アンケートで、「現行の指定袋の種類や材質等」に関する質問事項を設け、その結果により改めて検討。方向性（暫定案）は下表のとおり。

現 行			方向性（暫定案）		
ごみ種	サイズ	材質	ごみ種	サイズ	材質
■可燃ごみ	15L/30L	高密度ポリエチレン	■可燃ごみ	5～10L/ 15L/30L	高密度ポリエチレン
	・ 落ち葉、剪定枝	45L/70L			
■破碎・埋立ごみ	15L/30L	低密度ポリエチレン	■破碎・埋立ごみ	5～10L/ 15L/30L	低密度ポリエチレン
■資源物			■資源物		
・ プラスチック資源	15L/30L/45L	高密度ポリエチレン	・ プラスチック資源	15L/30L/45L	高密度ポリエチレン
			・ 落ち葉、剪定枝	再資源化方法の決定前にサイズや材質を決められないことから、答申後に再資源化方法と併せて検討	
現 行			方向性（暫定案）		
記名式	あり		記名式	現行どおり＜あり（氏名以外も可）＞	

採用の理由

- 既存の指定袋のサイズをベースとした方が、市民も慣れており、混乱を回避することが可能
- 単身者への対応や減量化への意識向上を図るため、10L以下の袋の設定が必要
- 可燃ごみ袋については、破けやすいとの意見や近年他自治体で低密度ポリエチレンに変更するケースもあるが、半分以上の自治体が高密度ポリエチレンを使用していることや製造コストなどを総合的に判断すると、現時点では現行どおりの材質とすることが適当
- 記名式は、集合住宅のごみが家庭系に移行することを鑑み、排出者責任を明確化して適正排出を促すことが必要。一方で、個人情報への配慮から氏名に限らず管理者が判別可能な記号等も使用可能であることが適当

- 制度導入の必要性 【更新なし・配付なし】
- 将来の目指す姿（イメージ図） 【更新なし・配付なし】
- 諮問項目に対する検討項目 【更新あり・配付あり】
- 制度内容の検討状況一覧表（第6回） 【更新あり・配付あり】

諮問項目に対する検討項目

専門部会の回数

【諮問項目 1】
家庭系ごみの排出量に応じた費用
負担制度の仕組みと導入効果

【諮問項目 2】
市民との合意形成及び市民への周
知啓発に係る手法

【諮問項目 3】
家庭系ごみの排出量に応じた費用
負担制度と併せて実施すべきごみ
減量化、再資源化施策

第 5 回

①手数料を徴収するごみ種

【可燃ごみ、破碎・埋立ごみ、粗大ごみ】

②手数料の徴収方法

【指定袋方式】

※袋に入る可燃ごみ及び破碎・埋立ごみ

③根拠を含めた手数料の
金額設定（料金体系）

体系：【排出量単純比例型】

金額：【可燃ごみ：1.0～1.3円/L

破碎・埋立ごみ：1.0～1.3円/L】

今回

⑦ごみステーション等への
排出の方法

⑧収集方法や分別区分など、
制度実施に伴い変更する事項

⑧－1 収集方法の変更

⑧－2 分別区分の変更

⑧－3 収集頻度の変更

⑧－4 袋のサイズ・材質の変更

今回決めていただきたい項目

第 6 回

④手数料の使途の設定の有無

⑤減免制度の導入の有無及び
導入する場合の減免対象範囲

第 7 回

⑨市民との合意形成の手法

⑩市民への周知啓発の手法

第 8 回

⑥制度の見直し方法

⑪制度実施時に併せて
実施すべき施策

第 9 回
第 10 回

答申（案）協議

制度内容の検討状況一覧表

専門部会 検討時期	答申（案）作成までに検討する項目		考え方のポイント	自治体アンケート結果の概要 （第4回専門部会資料1別添からの転記）	その他参考となる資料 （環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等）	専門部会での検討結果まとめ
第4回 第5回	①	手数料を徴収するごみ種 ・可燃ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、 資源物 など	■ごみの減量化に効果がある対象品目の設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる対象品目の設定となっていないか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）対象品目の設定となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な対象品目の設定となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）	・有料化制度を導入していると回答があった38自治体すべてで可燃ごみを有料としている。そのほか、不燃ごみを有料としているのは31自治体、資源物を有料としているのは12自治体となっている。 ・可燃ごみを単独で有料化している自治体は4自治体のみで、残り34自治体は他のごみと組み合わせで有料化を導入している。 ・最も多い組み合わせは「可燃＋不燃」で26自治体となっている。 ・プラスチック類を有料化対象としている理由として、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る、ごみ処理に係る経費の一定割合の負担が挙げられている。 ・最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種（可燃ごみ）」、実施年度から実施後1年度にかけては「可燃＋不燃」となっている。	（品目別の有料化を実施している自治体割合） ・可燃ごみ 有料化62.4パーセント、一部有料化1.1パーセント ・不燃ごみ 有料化50.4パーセント、一部有料化0.9パーセント ・資源物 有料化25.6パーセント、一部有料化1.7パーセント ・粗大ごみ 有料化72.8パーセント、一部有料化2.6パーセント ・その他のごみ 有料化14.1パーセント、一部有料化1.4パーセント ⇒ 有料化している品目で多いのは、粗大ごみ>可燃ごみ>不燃ごみ>資源物>その他のごみの順である。	■対象ごみ種 「可燃ごみ」「破碎・埋立（不燃）ごみ」「粗大ごみ」 ※「資源物」は対象としない。
				【該当ページ】P1～6、P13～23	【手引き該当ページ】P21	
第4回 第5回	②	手数料の徴収方法 ・指定ごみ袋方式 ・シール貼付方式 など	■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。 ■市民にとって、手数料を支払いやすい（購入しやすい）方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。	・「指定ごみ袋方式」を導入しているのは22自治体、「指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用」を導入しているのは16自治体で、全ての自治体で何らかのごみ種で「指定ごみ袋方式」を導入している。 ・「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。 ○可燃ごみ 4種類 5～40L ○不燃ごみ 4種類 5～40L ○プラスチック類 2種類 10～50L ○生ごみ 3種類 2～17L ・「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」（9自治体）、「袋に入らないごみ」（5自治体）、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。	・指定ごみ袋方式を採用している自治体がほとんどである。 ・指定ごみ袋方式にシール方式を併用している自治体は一部あり、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものに採用されている。	■手数料の徴収方法 「指定袋方式」 ※対象は、袋に入る可燃ごみ及び破碎・埋立ごみ
				【該当ページ】P7～12	【手引き該当ページ】P26～27	
第4回 第5回	③	根拠を含めた手数料の金額設定 （料金体系） ・〇L当たり〇円 ・10枚まで無料、 以降〇L当たり〇円 など	■ごみの減量化に効果がある料金体系、金額設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる金額設定となっていないか。 ■分かりやすい料金体系、金額設定となっているか。 ■公平な費用負担となっているか。	・最も多く導入されている料金体系は排出量単純比例型（均一従量制）で34自治体となっている。 ・その理由として、費用負担の公平化、仕組みが簡単で分かりやすいことが多く挙げられている。 ・「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは1円/L、不燃ごみは2円/L、プラスチック、資源ごみは1円未満を導入している自治体が最多となっている。 ・「シール貼付方式」による料金設定は、金額設定が1円から9,900円まで様々であった。 ・シールの料金設定は、3種類以上で段階的に設定している自治体が多い（6自治体）が、1種類、2種類としている自治体（5自治体）と同数程度となっている。また、品目やサイズにより設定をしている自治体が多い（6自治体）。 ・金額を決定した根拠としては、多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。	・可燃ごみにおける徴収方法では、「排出量単純比例型」が9割以上となっている。 ・指定ごみ袋方式を採用している自治体のほとんどが、「排出量単純比例型」である。 ・平成22年度から平成30年度に有料化を実施した自治体のうち、排出量単純比例型における料金水準の平均は1.11円/Lである。	■手数料の料金体系 「排出量単純比例型」 ■手数料の金額設定 「可燃ごみ : 1.0～1.3円/L」 「破碎・埋立ごみ : 1.0～1.3円/L」 ※金額の決定はできないため、現時点では金額に幅を持たせる。
				【該当ページ】P1～6、P13～23	【手引き該当ページ】P16、P20	
第6回	④	手数料の使途の設定の有無		・手数料使途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。 ・使途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。		
第6回	⑤	減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲		・減免制度は、約80パーセントの自治体で導入（対象38自治体のうち、30自治体で制度ありと回答）。 ・減免実施自治体30自治体中、27自治体が減免に上限を設定している。 ・減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多（6自治体）。 ・主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。 ①生活保護受給世帯 ②乳幼児（2～3歳未満）のいる世帯 ③紙おむつ使用者（高齢者・障害者） ④児童扶養手当受給世帯 ⑤障害者手帳所持世帯（市民税非課税）		
				【該当ページ】P25～28		
第8回	⑥	制度の見直し方法		・有料化実施の「制度変更あり」が、18自治体/38自治体（47パーセント） ・制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。 ・変更内容は以下のとおり。 ○サイズ追加：八王子市（不燃5Lミニサイズ追加）松江市（可燃10L追加）岸和田市（30L袋追加） ○制度方式変更：佐世保市（シール貼付→補助券）久留米市（可燃と不燃の兼用化）		
第4回 第5回 第6回	⑦	ごみステーション等への排出の方法 ・規定を超えるサイズのごみの出し方 など	■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）	・指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順に以下のとおり。 ①粗大ごみ収集 ②直接搬入 ③シール添付	・一部の自治体で、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものにシール方式が採用されている。	≪第4回・第5回≫ 資料説明を行い、次回以降に再度、協議を行うこととなった。
				【該当ページ】P31	【手引き該当ページ】P26～27	
第4回 第5回 第6回	⑧	収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項	■ごみの減量化に効果がある変更内容となっているか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）	（同時に実施した取組内容） ① 収集方法の変更 ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い（6市）。 ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」（松本市実施済）などとなった。 ② 分別方法の変更 ・有料化と同時に資源物（プラ製容器包装、剪定枝など）の分別を開始した自治体が多い。 ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。 ③ 収集頻度の変更 ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの収集回数減とする自治体が見られた。 ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。 ④ その他の取組 ・高齢者や障がい者のごみ出し負担の軽減を図る自治体が見られた。 （すこやかサポート事業・ふれあい収集） ・有料化による歳入増への対応として生ごみ処理機購入補助金（松本市実施済）の補助額を増額した自治体もある。	—	≪第4回・第5回≫ 資料説明を行い、次回以降に再度、協議を行うこととなった。
				【該当ページ】P32～36	—	

制度内容の検討状況一覧表

専門部会 検討時期	答申（案）作成までに検討する項目		考え方のポイント	自治体アンケート結果の概要 （第4回専門部会資料1別添からの転記）	その他参考となる資料 （環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等）	専門部会での検討結果まとめ
		市民の民意の把握 ・アンケート調査の実施 など	市民との合意形成の手法に移行	－	－	－
第7回	⑨	市民との合意形成の手法 ・パブリックコメントの実施 ・市民説明会の開催 ・市民アンケート調査の実施 ・市民の利便性向上（収集回数 の増加など）に係る施策の実施 ・不法投棄対策の実施方法 など		（住民への説明内容） ・住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。 ・「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。 （有料化実施前に寄せられた意見） ・有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念（不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策）が最も多く、有料化への反対意見（有料化前にごみ減量、資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担）、経済的負担への不満（増税ではないか、手数料が高い）の順で多くなっていた。 ・次いで、減免措置に関する意見・要望（低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮）が多かった。 （ごみステーション等への不適正排出・不法投棄） ・有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。 ・不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多（17自治体）。 【該当ページ】P37～44		
				（周知啓発の手法） ・約82パーセントの自治体が市民説明会を実施。開催回数は100回以上が多数。（最多は八王子市の1,721回） ・説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向 ・特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア（TV・ラジオ・新聞等）の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。 ・集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施。 ・コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。 【該当ページ】P45～47		
第8回	⑩	市民への周知啓発の手法 ・市民説明会の開催 ・戸別配布チラシの作成 など		（減量化・再資源化施策） ・「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック容器包装の分別収集」、「定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。 ・有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が25自治体あった。 （不法投棄対策） ・不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。 ・有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。 ・主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。 【該当ページ】P48～51		
				（減量化・再資源化施策） ・「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック容器包装の分別収集」、「定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。 ・有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が25自治体あった。 （不法投棄対策） ・不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。 ・有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。 ・主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。 【該当ページ】P48～51		